

自家発 Q & A 32

電気事業法による自家発電設備の点検等について

自家発電設備の維持管理として、10月号では電気事業法、消防法又は建築基準法により義務づけられている点検等の規制の概要を紹介しましたが、11月号では事業用電気工作物に該当する自家発電設備（原動機が内燃機関又はガスタービンであるもの）の点検等について、電気事業法上の規制の留意点を紹介します。

Q 1 電気事業法による「事業用電気工作物に該当する自家発電設備」(注)の点検等において、留意することがありましたら教えてください。

注 次のものが事業用電気工作物該当する。
・原動機が内燃機関のものは10kW以上
・原動機がガスタービンのものは全て

A 1 電気事業法では、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、設置者に対して保安規程の作成、届出及び遵守を義務づけています。

この保安規程に規定すべき事項については、電気事業法施行規則第50条において定められ、点検等に関しては、次に掲げる事項に関し定めることとされています。

事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

Q 2 この施行規則第50条の規定に基づき、事業用電気工作物に該当する自家発電設備の点検等について、基準等の作成が設置者に義務づけられているのですか。

A 2 そのとおりです。消防法では消防用設備等の非常電源として附置される自家発電設備について、点検等の法令基準が定められています。

これとは異なり電気事業法では、自家発電設備の用途（常用又は非常用）にかかわらず、事業用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備について、保安規程の中で設置者に点検等の基準を定めることを義務づけています。

Q 3 この保安規程の規制の他に、電気事業法上、自家発電設備の点検等において留意すべきことがありましたら教えてください。

A 3 電気事業法では、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者に対して主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任することを義務づけています。

この規定により事業用電気工作物に該当する自家発電設備の点検等は、選任された主任技術者の監督の下で行わなければなりません。

Q 4 主任技術者免状とは、どのようなものですか。

A 4 主任技術者免状には表1に示す種類があり、それぞれの免状の交付を受けた者が「電気主任技術者」、「ダム水路主任技術者」、「ボイラー・タービン主任技術者」となります。

Q 5 事業用電気工作物に該当し、原動機が内燃機関又はガスタービンである自家発電設備の点検等を行う場合、どのような主任技術者の選任が必要となりますか。

A 5 用途(常用又は非常用)や原動機の種類(内燃機関又はガスタービン)にかかわらず、事業用電気工作物に該当する自家発電設備の点

検等には、電気主任技術者の選任が必要です。

さらに特定の常用のガスタービン発電設備の点検等については、電気主任技術者に加え、ボイラー・タービン主任技術者の選任も必要となります。

この主任技術者の選任について、表2に示します。

なお、ダム水路主任技術者は、水力発電所の工事、維持及び運用に係る主任技術者です。

表1 主任技術者免状の種類

種 類
1 第一種電気主任技術者免状
2 第二種電気主任技術者免状
3 第三種電気主任技術者免状
4 第一種ダム水路主任技術者免状
5 第二種ダム水路主任技術者免状
6 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
6 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

表2 用途(常用又は非常用)、原動機の種類(内燃機関又はガスタービン)に応じ、自家発電設備の点検等において選任が必要とされる主任技術者

用 途	常用自家発電設備		非常用自家発電設備	
	内燃機関	ガスタービン	内燃機関	ガスタービン
電気主任技術者	○	○	○	○
ボイラー・タービン主任技術者	—	△	—	—

(備考) ○：選任が必要

△：平成27年経済産業省告示第99号で定める「小型のガスタービンを原動力とする火力発電所」(※)を除いたものについて選任が必要

※ 「小型のガスタービンを原動力とする火力発電所」とは、概ね次のものをいう。

- ・ 発電機と接続して得られる電気の出力が300kW未満のもの
- ・ 最高使用圧力が1,000kPa未満のもの
- ・ 最高使用温度が1,400°C未満のもの

—：選任は不要